7　職階制の廃止
職階制を廃止することとした。（第二三条関係）

8　給与に関する条例
地方公共団体の職員の給与に関する条例には、給料表等のほか、新たに等級別基準職務表を規定することとした。（第二五条関係）

9　降任、免職、休職等
職員が、人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合は、その意に反して、降任し、又は免職することができることとした。（第二八条第一項第一号関係）

10　再就職者による依頼等の規制
㈠　職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であった者であって引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者等を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であって離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととした。（第三八条の二第一項関係）
㈡　㈠によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第一五八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であって人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であって離職した日の五年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととした。（第三八条の二第四項関係）
㈢　㈠及び㈡によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等若しくはその子法人との間の契約であって当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法（平成五年法律第八八号）第二条第二号に規定する処分であって自らが決定したものに関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないこととした。（第三八条の二第五項関係）
㈣　㈠～㈢の適用除外について定めることとした。（第三八条の二第六項関係）
㈤　職員は、㈣の場合を除き、再就職者から㈠～㈢により禁止される要求又は依頼を受けたときは、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならないこととした。（第三八条の二第七項関係）
㈥　地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二三年法律第一二〇号）第二一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類するものとして人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であって離職した日の五年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができることとした。（第三八条の二第八項関係）

11　違反行為の疑いに係る任命権者の報告等
任命権者による調査等について定めることとした。（第三八条の三～第三八条の五関係）

12　地方公共団体の講ずる措置
㈠　地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずることとした。（第三八条の六第一項関係）
㈡　地方公共団体は、10の円滑な実施を図り、又は㈠による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であった者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であって条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができることとした。（第三八条の六第二項関係）

13　等級等ごとの職員の数の公表
任命権者は、等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならないこととするとともに、地方公共団体の長は、毎年、報告を取りまとめ、公表しなければならないこととした。（第五八条の三関係）

14　罰則
所要の罰則を設けることとした。（第六〇条、第六一条、第六四条及び第六五条関係）

二　地方独立行政法人法の一部改正関係
地方独立行政法人の役員について、特定地方独立行政法人の役員について、地方公務員法の退職管理に関する規定を準用するとともに、職員について同法の任用、人事評価及び退職管理等に関する規定を適用するため、所要の規定の整備を行うこととした。

三　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

---

## ◇著作権法の一部を改正する法律（法律第三五号）

（文部科学省）

1　保護を受ける実演に係る規定の改正
この法律による保護を受ける実演に、視聴覚的実演に関する北京条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係る実演を加えることとした。（第七条第八号関係）

2　出版権に係る規定の改正
㈠　複製権等保有者は、その著作物について、文書若しくは図画として出版すること（電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録し、当該記録媒体に記録された複製物により頒布することを含む。）又は当該方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。）を行うことを引き受ける者に対し、出版権を設定することができることとした。（第七九条第一項関係）
㈡　出版権者は、設定行為で定めるところにより、その出版権の目的である著作物について、頒布の目的をもって、原作のまま印刷その他の機械的若しくは化学的方法により文書若しくは図画として複製する権利（原作のまま㈠に規定する方式により記録媒体に記録された電磁的記録として複製する権利を含む。）又は原作のまま㈠に規定する方式により記録媒体に記録された複製物を用いて公衆送信を行う権利の全部又は一部を専有することとした。
また、出版権者は、複製権等保有者の承諾を得た場合に限り、他人に対し、当該著作物の複製又は公衆送信を許諾することができることとした。（第八〇条第一項及び第三項関係）